

## 高齢者施設等「スマホ検査センター」の利用にあたってのFAQ等

大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課

これまでに、受けた質問のうち主な内容は以下になります。利用の際には、確認ください。

**【検査費用について】**

Q1. 検査費用はかかりますか

A1. 行政検査のため費用負担はありません。

**【申込について】**

Q2. 施設職員で個人申請する場合、施設にわからないようにしたいのですが可能でしょうか

A2. 高齢者施設等でのクラスター対策として実施するものですので、基本的には施設からの申込をお願いします。個人で申請される場合でも、施設へ連絡をお願いします。

**【対象者について】**

Q3. 福祉施設等で給食を作る委託事業者職員など、対象施設で働く外部職員は対象となりますか。

A3.

施設運営に不可欠な給食や、清掃業務を受託する事業者の職員など、施設内に一定時間以上滞在し、定期的又は継続して当該施設・事業所内において業務従事している外部職員についても、入所者や入所者と接する職員との接点が多いことから、施設のクラスター対策の観点から、施設窓口担当者(施設長等)の判断により、申込することが可能です。

ただし、リネン交換、食材配送など単に施設に出入りする事業者は対象外です。

**【検体の提出について】**

Q4. 自宅待機中の職員が遠方で検体の受け渡しができない。また、訪問介護の利用者宅に検体キットを届けるスタッフがいない。郵送できないか。

A4.

検体キットの郵送には時間を要するため、検査の迅速性を鑑み、原則は施設・事業所のスタッフ等がスマホ検査センター本部又はサテライトに来所いただき、検体の受け渡しを行うこととしています。例外として、自宅待機中で症状のある職員が単身である場合などやむを得ない場合、申込時に「職員・利用者等の直接申込み」にチェックいただければ、スマホ検査センターより郵送対応が可能です。

**【ご注意ください！】**

◆過去に、検体を速やかに提出するためとあって、検体の受取を行う検査センターの本部・サテライトへ、受検者本人を車に乗せて連れて来られる事例がありました。

本部・サテライトの入居している施設の他の利用者のご迷惑となりますので、本部・サテライトの駐車場等で、検体容器に唾液を採取することは、絶対におやめください。

お見かけした場合、検査をお断りすることがあります。

◆少しでも症状(熱、咳等)のある社会福祉施設等の職員・利用者が対象です。ご家族等は受検いただけません。